○農林水産省告示第六百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県多治見市大薮町字迫間洞一九八一の一七、一九八三の四四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　土地改良事業用地とするため

○農林水産省告示第六百七十五号

獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成十八年四月三日農林水産省告示第五百二十六号（獣医師法第十六条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

二の表兵庫県農業共済組合連合会家畜臨床総合研修所臨床研修診療施設群の項の次に次のように加える。

動物臨床医学研究所グループ（幹診療施設）	倉吉動物医療センター・山根動物病院（基
舞鶴動物医療センター	京都府宮津市
米子動物医療センター	鳥取県米子市
山陽動物医療センター	岡山県赤磐市
小出動物病院	岡山県小田郡矢掛町
シラナガ動物病院	山口県周南市
宇野動物病院	愛媛県四国中央市

○農林水産省告示第六百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県玖珠郡玖珠町大字古後字小迫三四八二の三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び玖珠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第五十号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第三十九条の規定に基づき、次に掲げる者を登録調査機関として登録したので、同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年三月二十八日

経済産業大臣　海江田万里

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	確認調査の業務を行う事務所の名称	確認調査の業務を行う事務所の所在地	登録をした年月日
株式会社丸誠	東京都新宿区四谷一丁目1番地	渋谷　正道	株式会社丸誠（本社）	東京都新宿区四谷一丁目1番地	平成二十三年二月十八日

○国土交通省告示第三百八号

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令（平成五年政令第二百五十五号）第二条第一号及び第二号、公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第二条第一項第一号並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号）第三条の規定に基づき、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令第二条第一号及び第二号に規定する国土交通大臣が定める算定の方法等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年三月二十八日

国土交通大臣　大畠　章宏

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令第二条第一号及び第二号に規定する国土交通大臣が定める算定の方法等の一部を改正する告示

（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令第二条第一号及び第二号に規定する国土交通大臣が定める算定の方法の一部改正）

第一条　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令第二条第一号及び第二号に規定する国土交通大臣が定める算定の方法（平成五年建設省告示第千六百二号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「一色町」、「吉良町」及び「幡豆町」を削る。

別表第2中

「

愛知県小坂井町	0.80
三重県上野市	0.80

」を

「

愛知県小坂井町	0.80
愛知県一色町	0.75
愛知県吉良町	0.75
愛知県幡豆町	0.75
三重県上野市	0.80

」に改める。

（公営住宅法第四十四条第三項並びに公営住宅法施行令第二条第一項第一号及び第三号並びに第三条第一項に規定する国土交通大臣が定める期間等の一部改正）

第二条　公営住宅法第四十四条第三項並びに公営住宅法施行令第二条第一項第一号及び第三号並びに第三条第一項に規定する国土交通大臣が定める期間等（平成八年建設省告示第千七百八十三号）の一部を次のように改正する。

別表中「一色町　吉良町　幡豆町」を削る。

（高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令第三条に規定する国土交通大臣が定める算定の方法の一部改正）

第三条　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令第三条に規定する国土交通大臣が定める算定の方法（平成十三年国土交通省告示第千二百九十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「一色町」、「吉良町」及び「幡豆町」を削る。

附　則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百九号

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第十一条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律（平成十二年法律第四十七号）附則第八条の規定による廃止前の造船業基盤整備事業協会法（昭和五十三年法律第百三号）第三十三条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日

国土交通大臣　大畠　章宏

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前の造船業基盤整備事業協会法第三十三条第一項の納付金率を定めた件

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律附則第八条の規定による廃止前の造船業基盤整備事業協会法第三十三条第一項の平成二十三年度の納付金率は、一万分の二十五とする。